

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 12 月 11 日

オオヤマトシヨクサン

申請者 氏名又は名称 大倭殖産株式会社

〒631-0044

住所 奈良市藤ノ木台一丁目2番15号

スギモト トモヨ

代表者氏名 代表取締役 杉本 朝順

電話番号 0742-43-9191

FAX番号 0742-48-3722

メールアドレス [hayashi@ohyamato.jp](mailto:hayashi@ohyamato.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 12 月 11 日

申請者 氏名又は名称 大倭殖産株式会社 (オオヤマトシヨクサン)  
住 所 〒631-0044  
奈良市藤ノ木台一丁目2番15号  
代表者氏名 代表取締役 杉本 朝順 (スギモト トモヨリ)  
電話番号 0742-43-9191

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ヤイ イマロ 矢追 家麻呂 スギモト トモヨリ 代表取締役 杉本 朝順 エントウ シュンスケ 取締役 遠藤 俊介 カガサ ヒロキ 取締役 長澤 浩之 ツジモト ケンジ 取締役 辻本 賢司	監査役 タケウチ ヤスシ 竹内 靖
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	大倭殖産株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 631-0044 住所 奈良市藤ノ木台一丁目2番15号 電話番号 0742-43-9191 FAX番号 0742-48-3722 メールアドレス hayashi@ohyamato.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
佃 隆宏	第193847号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 12 月 11 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
管の加工用の 機械器具	やすり パイプねじ切り器	300平型判丸形	2 1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ パイプレンチ	ガスボンベ式 13mm～100mm	1 1	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト		1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 12 月 11 日

申請者

氏名又は名称	大倭殖産株式会社
住 所	奈良市藤ノ木台一丁目2番15号
代表者氏名	代表取締役 杉本 朝順

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



## 履歴事項全部証明書

奈良市藤ノ木台一丁目2番15号  
大倭殖産株式会社

会社法人等番号	1500-01-000423	
商号	大倭殖産株式会社	
本店	奈良市中町1番地650	
	奈良市藤ノ木台一丁目2番15号	昭和63年 3月 1日住居表示実施
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和45年8月5日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土木並びに建築工事に係わる一切の建築工事の請負</li> <li>2. 建築設計</li> <li>3. 不動産売買及び仲介業</li> <li>4. 住宅設備機器インテリア販売</li> <li>5. 不動産賃貸業</li> <li>6. 管工事業</li> <li>7. 浄水処理施設並びに装置、廃棄物処理装置の企画、販売及び設置並びに保守、管理</li> <li>8. 損害保険代理業</li> <li>9. 前各号に付帯する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成21年12月 3日変更      平成21年12月 4日登記</p>	
発行可能株式総数	16万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 10万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
資本金の額	金5000万円	



役員に関する事項	取締役	<u>矢 追 家 麻 呂</u>	令和 1年10月 3日就任	
			令和 1年10月 7日登記	
	取締役	<u>矢 追 家 麻 呂</u>	令和 3年 9月29日重任	
			令和 3年10月 4日登記	
	取締役	<u>矢 追 家 麻 呂</u>	令和 5年 9月29日重任	
			令和 5年10月12日登記	
	取締役	<u>山 田 潔</u>	令和 1年10月 3日就任	
			令和 1年10月 7日登記	
		取締役	<u>山 田 潔</u>	令和 3年 9月29日重任
				令和 3年10月 4日登記
				令和 5年 9月29日退任
				令和 5年10月12日登記
取締役	<u>竹 内 靖</u>	令和 1年10月 3日就任		
		令和 1年10月 7日登記		
	取締役	<u>竹 内 靖</u>	令和 3年 9月29日重任	
			令和 3年10月 4日登記	
			令和 5年 9月29日退任	
			令和 5年10月12日登記	
取締役	<u>遠 藤 俊 介</u>	令和 1年10月 3日就任		
		令和 1年10月 7日登記		
	取締役	<u>遠 藤 俊 介</u>	令和 3年 9月29日重任	
			令和 3年10月 4日登記	
	取締役	<u>遠 藤 俊 介</u>	令和 5年 9月29日重任	
			令和 5年10月12日登記	



	取締役	<u>長澤浩之</u>	令和 1年10月 3日就任
			令和 1年10月 7日登記
	取締役	<u>長澤浩之</u>	令和 3年 9月29日重任
			令和 3年10月 4日登記
	取締役	<u>長澤浩之</u>	令和 5年 9月29日重任
			令和 5年10月12日登記
	取締役	<u>辻本賢司</u>	令和 1年10月 3日就任
			令和 1年10月 7日登記
	取締役	<u>辻本賢司</u>	令和 3年 9月29日重任
			令和 3年10月 4日登記
	取締役	<u>辻本賢司</u>	令和 5年 9月29日重任
			令和 5年10月12日登記
取締役	<u>杉本朝順</u>	令和 2年10月 1日就任	
		令和 2年10月 5日登記	
取締役	<u>杉本朝順</u>	令和 3年 9月29日重任	
		令和 3年10月 4日登記	
取締役	<u>杉本朝順</u>	令和 5年 9月29日重任	
		令和 5年10月12日登記	
奈良市大倭町2番28号 代表取締役	<u>矢追家麻呂</u>	令和 1年10月 3日就任	
		令和 1年10月 7日登記	
奈良市大倭町2番28号 代表取締役	<u>矢追家麻呂</u>	令和 3年 9月29日重任	
		令和 3年10月 4日登記	
奈良市大倭町2番28号 代表取締役	<u>矢追家麻呂</u>	令和 5年 9月29日重任	
		令和 5年10月12日登記	



奈良市藤ノ木台一丁目2番15号  
大倭殖産株式会社

	奈良市藤ノ木台二丁目28番25-106号 代表取締役 <u>杉本朝順</u>	令和 2年10月 1日就任 ----- 令和 2年10月 5日登記
	奈良市藤ノ木台二丁目28番25-106号 代表取締役 <u>杉本朝順</u>	令和 3年 9月29日重任 ----- 令和 3年10月 4日登記
	奈良市藤ノ木台二丁目28番25-106号 代表取締役 <u>杉本朝順</u>	令和 5年 9月29日重任 ----- 令和 5年10月12日登記
	<u>監査役</u> <u>相本忠秀</u>	平成29年 9月28日重任 ----- 平成29年10月 3日登記
	<u>監査役</u> <u>相本忠秀</u>	令和 3年 9月29日重任 ----- 令和 3年10月 4日登記
		令和 5年 9月29日辞任 ----- 令和 5年10月12日登記
	<u>監査役</u> <u>竹内靖</u>	令和 5年 9月29日就任 ----- 令和 5年10月12日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社  平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
	監査役設置会社に に関する事項	監査役設置会社  平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
	登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により  平成14年 7月25日移記



奈良市藤ノ木台一丁目2番15号  
大倭殖産株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年12月 8日

奈良地方法務局  
登記官

山 本 秀 樹



大倭殖産株式会社

定 款



# 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商 号)

当社は、 大 倭 殖 産 株 式 会 社 と称する。

### 第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木並びに建築工事に係わる一切の建設工事の請負
2. 建築設計
3. 不動産売買及び仲介業
4. 住宅設備機器インテリア販売
5. 不動産賃貸業
6. 有価証券の売買
7. 管工事業
8. 水処理施設並びに装置、廃棄物処理装置の企画、販売及び設置並びに保守、管理
9. 前各号に附帯する一切の業務

### 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を 奈 良 市 に置く。

### 第4条 (公告の方法)

当社は、 官 報 に掲載する。

## 第2章 株 式

### 第5条 (発行する株式の総数及び株主の新株引受権)

当社の発行する株式の総数は、160,000株とし、その株式は全て額面株式とする。

- 2 当社の株式は、新株について引受権を有する。

### 第6条 (額面株式1株の金額)

当社の発行する額面株式1株の金額は、金500円とする。

### 第7条 (株 券)

当会社の株券はすべて記名式とし、1株券、10株券、100株券、及び500株券の四種とする。

#### 第8条（株券不所持の申出）

株主がその株式につき株券の所持を欲しない旨の申し出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。

ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を欲しない旨を申し出る場合には株券の添付を要しない。

#### 第9条（名義書換）

当会社の株式につき名義書換を請求するには、請求書に株券を添えて提出しなければならない。

ただし、譲渡以外の事由により株式の名義書換を請求するには、株券の他にその原因を証する書面を提出しなければならない。

#### 第10条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

#### 第11条（株券の再発行）

株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、請求書に署名又は記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

3 株券の不所持の申し出をした株主が株券の発行又は返還を請求するには、その旨の請求書を提出しなければならない。

#### 第12条（手数料）

前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

#### 第13条（株主名簿の閉鎖）

当会社は、毎決算期の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間又は基準日を二週間前に公告するものとする。

#### 第14条（株主の住所等の届出）

当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者

は、当会社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

#### 第15条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は毎決算期の翌日から三ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

#### 第16条（議 長）

株主総会の議長は社長がこれに当たる。

社長に事故あるときは、他の取締役がこれに当たり、取締役の全員に事故があるときは出席株主中から選任された者がこれに代わる

#### 第17条（決 議）

株主総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

ただし、法令の定めによるべき場合はこの限りでない。

### 第4章 取締役、監査役及び取締役会

#### 第18条（取締役及び監査役の員数）

当会社の取締役は3名以上10名以内、監査役は1名以上2名以内とする。

#### 第19条（取締役の選任）

当会社の取締役は、株主総会において発行済株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

ただし、発行済株式総数の4分の1以上に当たる株式を有する株主の請求があったときはこの限りでない。

#### 第20条（取締役及び監査役の任期）

取締役の任期は2年、監査役の任期は4年とする。

ただし、任期中の最終決算期に関する定時株主総会が任期満了前に終結するときは、その終結により任期は満了するものとし、任期中の最終決算期に関する定時株主総会が任期満了後に終結するときは、その終結のときまで任期を延長する。

2 補欠又は増員により選任された取締役又は監査役の任期は、他の取締役又は監査役の任期の残存期間と同一とする。



第 21 条（役員 の 欠員）

取締役又は監査役中に欠員が生じたときは、法廷の員数を欠かない限りその補欠選任を延期し又は行わなくてもよい。

第 22 条（取締役会 の 招集）

取締役会は、代表取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対し会日の 3 日前に発するものとする。

- 2 取締役全員の同意ありたるときは、招集の通知を省略して取締役会を開くことができる。

第 23 条（代表取締役）

当会社を代表すべき取締役又はその共同代表の定めは取締役会の決議によりこれを定める。

- 2 代表取締役の中 1 名は社長とする。

第 24 条（業 務 執 行）

当会社には社長 1 名のほか、専務取締役及び常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選任する。

- 2 社長は当会社の業務を統括し、専務取締役は社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。
- 3 社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、専務取締役又は常務取締役が社長の職務を代行する。

第 5 章 計 算

第 25 条（営 業 年 度）

当会社の営業年度は年 1 期とし、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月末日までとする。

第 26 条（利益金の処分）

毎決算期の純利益金に前期繰越金を加えたものをもって未処分利益金とし、これを次の通り処分するものとする。

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| 1. 法廷利益準備金 | 金銭による利益配当額の 100 分の 10 以上 |
| 1. 別途積立金   | 若 干                      |
| 1. 役員賞与金   | 若 干                      |
| 1. 後期繰越金   | 若 干                      |

第 27 条（利益配当）

利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

第6章 付 則

第28条（設立に際して発行する株式）

当社の設立に際して発行する株式の総数は10,000株とし、すべて額面株式とする。

第29条（設立に際しての株式発行価格）

当社の設立に際しての株式発行価格は、1株金500円とする。

第30条（最初の営業年度）

当社の第1期営業年度は、当社設立の日から昭和46年6月30日までとする。

第31条（最初の取締役の任期）

当社の最初の取締役の任期は、1年とする。

ただし、任期の短縮及び任期延長については、第20条第1項但し書きを準用する。

第32条（発起人の氏名、住所及び発起人が引受けた株式数並びに引受価格）

登記人の氏名、住所及び発起人が引受けた株式数並びに引受価格は、次の通りである。

（引受株式数）	（引受価格）	（住所・氏名）
額面株式100,000株	金50,000,000円	奈良市大倭町2番28号 矢追家麻呂

上記は原本と相違ないことを証明します。

05.12.11

奈良市藤ノ木台一丁目2番15号

大倭殖産株式会社

代表取締役 杉本朝順



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第193847号  
交付年月日 平成13年 2月27日  
本籍 奈良県  
フリガナ タカタ タカヒロ  
氏名 佃 隆宏  
生年月日 昭和50年 7月 3日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長







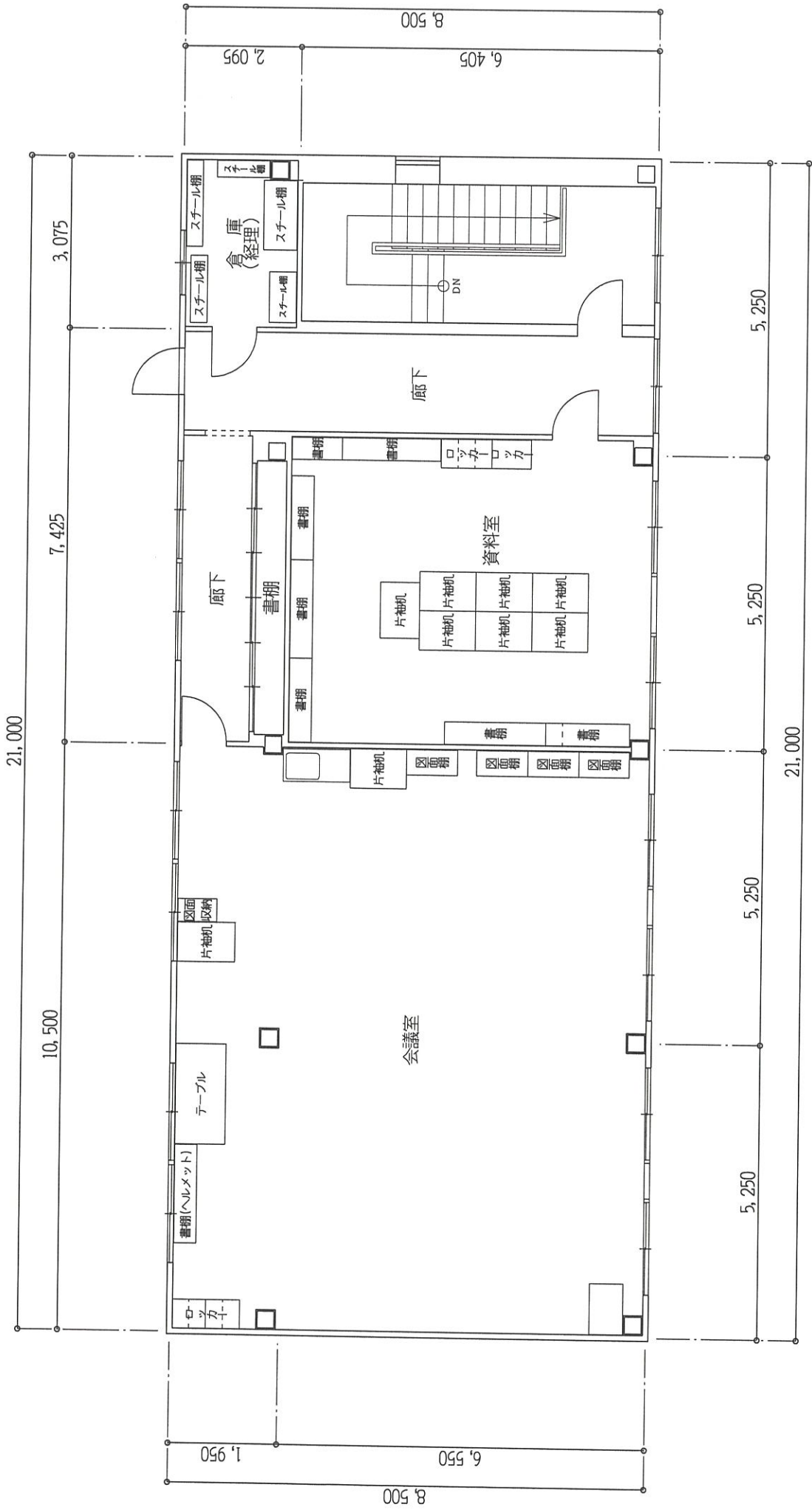






2階平面図 S = 1 : 100





3階平面図 S=1:100





建設業 土木工事、リノベーション工事、  
不動産管理・管理  
大塚不動産株式会社  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL:03-6262-1111 FAX:03-6262-1112  
0742-43-9191

大塚不動産株式会社







## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 12 月 11 日

オオヤマトシヨクサン

申請者 氏名又は名称 大倭殖産株式会社  
〒631-0044住所 奈良市藤ノ木台一丁目2番15号  
スギモト トモヨリ

代表者氏名 代表取締役 杉本 朝順

電話番号 0742-43-9191

FAX番号 0742-48-3722

メールアドレス [hayashi@ohyamato.jp](mailto:hayashi@ohyamato.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 12 月 11 日

届出者

氏名又は名称 大倭殖産株式会社  
住 所 奈良市藤ノ木台一丁目2番15号  
代表者氏名 代表取締役 杉本 朝順

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	大倭殖産株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ツクダ タカヒロ 佃 隆宏	第193847号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第193847号  
交付年月日 平成13年 2月27日  
本 籍 奈良県  
フリガナ ツクダ タカヒロ  
氏 名 佃 隆宏  
生年月日 昭和50年 7月 3日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

